

教育職員免許法第6条別表第3による取得

所有免許状を基礎にして、在職年数と修得単位で上級免許状を取得する場合

(1) 単位の修得時期

基礎となる免許状を取得した後に修得する必要があります。

※基礎となる免許状を取得する前に修得した単位は使用できません。

(2) 単位を修得する大学等

取得する免許状の校種・教科についての認定課程を有する大学や、別表第3で使用可能な科目として開講している認定講習等

(3) 必要な在職年数

基礎となる免許状を取得した後、基礎免許状に対応する校種・教科の教員として勤務した年数が対象
※必要な在職年数は、御自身の学歴や取得する免許状の種類によって異なりますので、詳細は「(4) 最低修得単位数等」を確認してください。

※非常勤講師としての勤務期間がある場合、週当たり10時間以上勤務していれば常勤と同様とし、週当たりの勤務時間が10時間未満の場合、週10時間を基準として按分して計算します。

例：週当たり5時間で1年勤務 ⇒ $5\text{時間} / 10\text{時間} \times 1\text{年} = 0.5\text{年}$ と換算

週当たり6時間で4年勤務 ⇒ $6\text{時間} / 10\text{時間} \times 4\text{年} = 2.4\text{年}$ と換算

(4) 最低修得単位数等

取得する免許状の種類に応じて、最低修得単位数等の欄よりご確認ください。

取得する免許状	基礎となる免許状	最低修得単位数等
幼稚園教諭専修免許状	幼稚園教諭一種免許状	【A】別表3 (幼一 ⇒ 幼専)
幼稚園教諭一種免許状	幼稚園教諭二種免許状	【B】別表3 (幼二 ⇒ 幼一)
小学校教諭専修免許状	小学校教諭一種免許状	【C】別表3 (小一 ⇒ 小専)
小学校教諭一種免許状	小学校教諭二種免許状	【D】別表3 (小二 ⇒ 小一)
中学校教諭専修免許状	中学校教諭一種免許状	【E】別表3 (中一 ⇒ 中専)
中学校教諭一種免許状	中学校教諭二種免許状	【F】別表3 (中二 ⇒ 中一)
高等学校教諭専修免許状	高等学校教諭一種免許状	【G】別表3 (高一 ⇒ 高専)

【A】別表3（幼一 ⇒ 幼専）

□ 免許状取得に必要な在職年数

幼稚園教諭一種免許状取得後の、以下に掲げる学校、園における在職年数が必要。

学校、園	職	在職年数
幼稚園、幼保連携型認定こども園 特別支援学校の幼稚部	主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭または講師	3年

□ 最低修得単位数

幼稚園教諭一種免許状取得後に、以下の単位を修得すること。

修得すべき科目	最低修得単位数
大学が独自に設定する科目	15

※大学院又は大学（短期大学を除く）の専攻科において修得すること。

※大学が独自に設定する科目は、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得するものとする。

【B】別表3（幼二 ⇒ 幼一）

□ 免許状取得に必要な在職年数

幼稚園教諭二種免許状取得後の、以下に掲げる学校・園における在職年数が必要。

学校・園	職	在職年数
幼稚園、幼保連携型認定こども園 特別支援学校の幼稚部	主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭または講師	下記表を参照

□ 最低修得単位数

幼稚園教諭二種免許状取得後に、在職年数に応じて以下の単位を修得すること。

取得する免許状		幼稚園教諭一種免許状											
基礎となる免許状		幼稚園教諭二種免許状											
在職年数（※1）		ア								イ			
		5	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6
領域に関する専門的事項	健康、人間関係、環境、言葉及び表現のうち1科目以上から修得すること	4	4	3	3	2	2	1	1	2	2	1	1
保育内容の理解に教諭指導の教法に關する科目等基礎	A 教育の基礎的理解に関する科目	4	4	4	4	4	3	3		3	2	2	
	B 保育内容の指導法に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2	2	2	2	2	1	1		1	1	1	
	C 教育実践に関する科目												
	上記3（A～C）科目群から選択	14	13	12	10	9	9	8	7	8	8	7	7
	計	20	19	18	16	15	13	12	7	12	11	10	7
大学が独自に設定する科目（※2）		21	17	14	11	8	5	2	2	11	7	4	2
要修得単位数合計		45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10

※1 以下のいずれかに該当する場合、必要な在職年数はイ（3～6年）となる。

- ・大学に3年以上在学し、かつ93単位以上修得した者（例：学士の学位を有する）
 - ・大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ93単位以上修得した者
- 上記以外の場合、必要な在職年数はア（5～12年）となる。

なお、最低在職年数（アの5年、イの3年）を超える在職年数には、園長（校長）・副園長（副校長）・教頭・教育長・指導主事・社会教育主事としての在職年数を通算可。

※2 大学が独自に設定する科目は、「領域に関する専門的事項」「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位をもって充当可能。また、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得することも可能。

【C】別表3（小一 ⇒ 小専）

□ 免許状取得に必要な在職年数

小学校教諭一種免許状取得後の、以下に掲げる学校における在職年数が必要。

学校	職	在職年数
小学校、特別支援学校の小学部 義務教育学校の前期課程	主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、または講師	3年

□ 最低修得単位数

小学校教諭一種免許状取得後に、以下の単位を修得すること。

修得すべき科目	最低修得単位数
大学が独自に設定する科目	15

※大学院又は大学（短期大学を除く）の専攻科において修得すること。

※大学が独自に設定する科目は、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得するものとする。

【D】別表3（小二 ⇒ 小一）

□ 免許状取得に必要な在職年数

小学校教諭二種免許状取得後の、以下に掲げる学校における在職年数が必要。

学校	職	在職年数
小学校、特別支援学校の小学部 義務教育学校の前期課程	主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、または講師	下記表を参照

□ 最低修得単位数

小学校教諭二種免許状取得後に、在職年数に年数に応じて以下の単位を修得すること。

取得する免許状 基礎となる免許状		一種免許状 二種免許状											
在職年数（※1）		ア								イ			
		5	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6
専 門 的 事 項 に 関 す る 教 科	小学校10教科 国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、 図画工作、家庭、体育及び外国語 のうち1科目以上から修得すること	4	4	3	3	2	2	1	1	2	2	1	1
目 各 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目 等 に 関 す る 基 礎 的 科 目	A 教育の基礎的理解に関する科目	4	4	4	4	4	3	3		3	2	2	
	B 各教科の指導法に関する科目又は道徳、総合的な学 習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に關 する科目	2	2	2	2	2	1	1		1	1	1	
	C 教育実践に関する科目												
	上記3（A～C）科目群から選択	15	13	12	10	9	9	8	7	9	8	7	7
	計	21	19	18	16	15	13	12	7	13	11	10	7
	大学が独自に設定する科目（※2）	20	17	14	11	8	5	2	2	10	7	4	2
	要 修 得 単 位 合 計	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10

※1 以下のいずれかに該当する場合、必要な在職年数はイ（3～6年）となる。

- ・大学に3年以上在学し、かつ93単位以上修得した者（例：学士の学位を有する）
 - ・大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ93単位以上修得した者
- 上記以外の場合、必要な在職年数はア（5～12年）となる。

なお、最低在職年数（アの5年、イの3年）を超える在職年数には、校長・副校長・教頭・教育長・指導主事・社会教育主事としての在職年数を通算可。

※2 大学が独自に設定する科目は、「教科に関する専門的事項」「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位をもって充当可能。また、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得することも可能。

【E】別表3（中一 ⇒ 中専）

□ 免許状取得に必要な在職年数

中学校教諭一種免許状取得後の、以下に掲げる学校における在職年数が必要。

学校	職	在職年数
中学校、特別支援学校の中学部、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程	主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、または講師	3年

□ 最低修得単位数

中学校教諭一種免許状取得後に、以下の単位を修得すること。

修得すべき科目	最低修得単位数
大学が独自に設定する科目	15

※大学院又は大学（短期大学を除く）の専攻科において単位修得すること。

※大学が独自に設定する科目は、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得するものとする。

【F】別表3（中二 ⇒ 中一）

□ 免許状取得に必要な在職年数

中学校教諭二種免許状取得後の、以下に掲げる学校における在職年数が必要。

学校	職	在職年数
中学校、特別支援学校の中学部、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程	主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、または講師	下記表を参照

□ 最低修得単位数

中学校教諭二種免許状取得後に、在職年数に応じて以下の単位を修得すること。

取得する免許状		一種免許状											
基礎となる免許状		二種免許状											
在職年数（※1）		ア								イ			
		5	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6
専科に関する事項	基礎となる免許状の教科に応じて、1以上の科目を修得すること	10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3
各教科の指導法に関する科目等	A 教育の基礎的理解に関する科目	4	4	4	4	4	3	2		3	2	2	
	B 各教科の指導法に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	2	2	2	2	2	1	1		1	1	1	
	C 教育実践に関する科目												
	上記3（A～C）科目群から選択	10	9	7	6	5	5	5	5	6	5	4	5
	計	16	15	13	12	11	9	8	5	10	8	7	5
大学が独自に設定する科目（※2）		19	16	14	11	8	6	3	2	9	7	4	2
要修得単位数合計		45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10

※1 以下のいずれかに該当する場合、必要な在職年数はイ（3～6年）となる。

- ・大学に3年以上在学し、かつ93単位以上修得した者（例：学士の学位を有する）
 - ・大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ93単位以上修得した者
- 上記以外の場合、必要な在職年数はア（5～12年）となる。

なお、最低在職年数（アの5年、イの3年）を超える在職年数には、校長・副校長・教頭・教育長・指導主事・社会教育主事としての在職年数を通算可。

※2 大学が独自に設定する科目は、「教科に関する専門的事項」「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位をもって充当可能。また、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得することも可能。

【G】別表3（高一 ⇒ 高専）

□ 免許状取得に必要な在職年数

高等学校教諭一種免許状取得後の、以下に掲げる学校における在職年数が必要。

学校	職	在職年数
高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程	主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、または講師	3年

□ 最低修得単位数

高等学校教諭一種免許状取得後に、以下の単位を修得すること。

修得すべき科目	最低修得単位数
大学が独自に設定する科目	15

※大学院又は大学（短期大学を除く）の専攻科において単位修得すること。

※大学が独自に設定する科目は、「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目を修得するものとする。